

請戸川土地改良区定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、請戸川土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、福第568号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 1 地区内におけるかんがい排水施設の新設、改修及び維持管理
- 2 地区内における区画整理
- 3 地区内における農道の新設、改修及び維持管理
- 4 地区内におけるため池の新設、改修及び維持管理
- 5 地区内における農用地の造成
- 6 地区内における暗渠排水及び客土
- 7 地区内における災害復旧

2 この土地改良区は、国営及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託し、施設を譲与又は引継を受けた場合は、これを管理する。

3 この土地改良区は、国営及び県営土地改良事業に係る調査、設計及び換地業務を委託された場合は、これを受託する。

4 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、発電事業を行う。
また、その他所有施設において発電事業を行う。

5 この土地改良区は、第1項第1号、第3号及び第4号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

6 この土地改良区は、焼築頭首工地区基幹水利施設管理事業の管理作業を委託される場合は、これを受託する。

7 この土地改良区は、請戸川地区国営造成施設県管理補助事業の管理作業を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、福島県双葉郡浪江町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する南相馬市小高区（以下「小高区」という。）役所並びに浪江町及び双葉町役場の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は福島民報、若しくは福島民友新聞に掲載するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第8条 総代の定数は、42人とする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	小高区	16人
第2区	浪江町	19人
第3区	双葉町	7人

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、付属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙させる総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書の規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失った時は、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面による議決)

第14条 やむをえない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項につて、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めるときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

(議決方法の特例)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理計画の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収

支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の定数)

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事18人監事4人とする。

2 第1項中の理事定数のうち、11人は組合員であつて耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む）とする。

第1項の理事定数のうち、3人は組合員でない者とする。

3 第1項の監事定数のうち、3人は組合員とし、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第19条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程定める。

(理事長)

第20条 理事は、理事長1人及び副理事長2人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従つて業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代理し、理事長が欠員の時はその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長、副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第24条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第25条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 第4条第1項第2号及び第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品

は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該処分に係る換地計画において定められた換地地積に比例して賦課する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内にある土地の全部につき、別に定める基準に基づいて地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第27条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営請戸川地区土地改良事業の負担金を負担する。

第28条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第29条 第24条及び第26条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第30条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第31条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第32条 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第34条 第24条、第26条、第29条又は第30条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき、年9.3%の割合で計算した額の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料 200円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の延滞金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらに徴収金額を100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事長の決定によりこれを減免することができる。ただし、理事会に報告をするものとする。

第5章 雑 則

(事務局及び委員会)

第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため規約の定めるところにより理事会の補助機関として事務局を置く。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置く。

(加入金)

第36条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときにはその土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は10アールにつき金10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第37条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については第34条の規定を準用する。

(基本財産)

第38条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては規約で定める。

(財産の配分の制限)

第39条 この土地改良区の財産については解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第41条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

第42条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

[定款附属書]

請戸川土地改良区総代選挙規程

請戸川土地改良区役員選任規程

附 則

この定款は、福島県知事の認可があった日（平成 9年10月 1日）から施行する。

この定款は、福島県知事の認可があった日（平成16年 3月 4日）から施行する。

この定款は、福島県知事の認可があった日（平成18年 1月 4日）から施行する。

この定款は、福島県知事の認可があった日（平成21年10月 6日）から施行する。

この定款は、福島県知事の認可があった日（平成26年 2月 6日）から施行する。

この定款は、福島県知事の認可があった日（令和 2年 6月 5日）から施行する。

この定款は、福島県知事の認可があった日（令和 2年12月 2日）から施行する。

この定款は、福島県知事の認可があった日（令和 3年 6月 8日）から施行する。